

○鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱

平成25年12月25日告示第182号

改正

平成27年3月25日告示第52号

平成28年3月31日告示第86号

鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業（以下「一時預かり事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内において鹿屋市一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(事業の実施)

第2条 この事業は、市長が適当と認める学校法人、社会福祉法人、社会福祉団体等（以下「法人等」という。）に補助して実施することができる。

2 補助を受ける法人等は、この要綱のほか、国及び県の実施要綱等に基づき事業を行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第5項に規定により施設型給付等の給付を受ける、本市に住所を有する児童が利用している特定教育・保育施設とする。

(補助対象経費及び補助基準額)

第4条 補助金の対象となる経費は、一時預かり事業の実施に必要な経費とし、その補助基準額は平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年9月11日付け府子本第277号）に定めるところによる。

2 補助基準額は、別表の左欄に掲げる年間延べ利用児童数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(対象児童)

第5条 一時預かり事業の対象児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般型 主として保育所、幼稚園若しくは認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児
 - (2) 幼稚園型 主として幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍する満3歳児以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けるもの
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と第5条の補助基準額を比較して、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書及び收支予算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業実施計画書（別記第1号様式）
 - (2) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）所要額明細書（別記第2号様式）
 - (3) 対象経費支出予定額積算内訳表（別記第3号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条の事業実績報告書及び收支精算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業実施状況調書（別記第4号様式）
- (2) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）收支精算明細書（別記第2号様式）
- (3) 対象経費支出済額積算内訳表（別記第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の保管)

第9条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月25日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助について適用し、同日前に鹿屋市子育て支援交付金事業実施要綱に基づき、交付の決定がなされた補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月25日告示第52号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第86号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第8条、第9条関係)

第3号様式 (第8条、第9条関係)

第4号様式 (第9条関係)